

令和8年度奈良県版レッドデータブック改訂業務について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年 2月18日

奈良県知事 山下 真

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度奈良県版レッドデータブック改訂業務

### (2) 業務の目的

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例の対象となる動植物を明らかにし、野生動植物の保護対策を講じるまでの基礎資料を整備する。また、生物多様性の保全とその持続的な利用の普及啓発を図り、環境アセスメント等、開発行為と自然保護の調整を図るまでの基礎資料として活用するため、「奈良県版レッドデータブック」および「奈良県野生生物目録」の改訂作業を4年間で行う。令和8年度は最終年度であり、レッドデータブックおよび野生生物目録のとりまとめおよびそれらの公表用原稿・ホームページ公開データを作成する。

### (3) 業務の内容

#### ①奈良県版レッドデータブック改訂にかかる作業の推進

レッドデータブックの改訂委員会および各分科会の運営を行い、改訂作業を推進すること。

#### ②各専門分科会の効果的な活動支援

8つの専門分科会が効果的な調査活動を行えるよう、各分科会の事情に応じた活動支援を行うこと。

#### ③ワーキングメンバーの保険加入

奈良県版レッドデータブック改訂に協力するメンバーについて、調査時の怪我等に対応できる保険に加入すること。

#### ④「奈良県版レッドリスト」および「(仮称) 県民に紹介したい ならの生き物」のとりまとめ

「奈良県版レッドリスト (奈良県版レッドデータブック 2026 改訂版対応)」および「(仮称) 県民に紹介したい ならの生き物 (奈良県野生生物目録 2026 改訂版)

か)」の取りまとめを行うこと。

⑤「奈良県版レッドデータブック 2026 改訂版」および「(仮称) 県民に紹介したいならの生き物」の公表原稿作成

「奈良県版レッドデータブック 2026 改訂版」および「(仮称) 県民に紹介したいならの生き物 (奈良県野生生物目録 2026 改訂版ほか)」の公表用原稿 (印刷用データ) を作成すること。

また、作成した原稿を PDF 化するなどして、奈良県のホームページに掲載するためのデータを作成すること。

⑥執筆料の提供

「奈良県版レッドデータブック 2026 改訂版」に寄稿した改訂委員や分科会委員および委員の推薦を受けた有識者に対し、執筆料を支払うこと。

⑦ホームページ公開データの作成

奈良県ホームページに掲載するため以下のデータを作成すること。

ア 「奈良県版レッドデータブック 2026 改訂版」および「(仮称) 県民に紹介したいならの生き物」の PDF データ

イ 種名検索が可能な形式の奈良県版レッドリストおよび奈良県野生生物目録 (エクセル等)

⑧実施内容とりまとめ・報告書作成

令和 8 年度に実施した業務内容をとりまとめ、今後の課題等を検討した上で報告書を作成すること。報告書は全体報告書および各分科会報告書 (8 分科会) の 9 種類を作成すること。

(4) 業務の仕様

別途配布する「令和 8 年度奈良県版レッドデータブック改訂業務仕様書」(以下「仕様書」とする。) に示すところによる。

(5) 委託上限額

21,043,000 円 (消費税および地方消費税を含む。)

(6) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 5 日 (金) まで

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。

(5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

(6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。

(7) 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月10日奈良県告示第427号）による奈良県建設工事等競争入札参加資格者のうち建設コンサルタント「環境」部門に登録を受けていること。又は物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「Q4」（③調査分析業務）で登録している者であること。

(8) 平成27年度以降において、国又は地方公共団体が発注した下記いずれかの業務の履行実績があること。

- ①環境調査業務（現況調査から環境影響調査報告書の作成まで）
- ②生物多様性地域戦略又はレッドデータブック作成・改訂業務

(9) 管理技術者が、技術士（建設部門：建設環境、又は環境部門：自然環境保全）の資格を有していること。かつ担当技術者を置き、担当技術者のうち1名以上が生物分類技能検定登録者（1級、2級）であること。

### 3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 企画提案書等の提出期限において上記2の参加資格に定めた資格が備わっていない、あるいは、企画提案書等の提出後、契約締結までの期間に参加資格を喪失したとき。

(2) 複数の企画提案書等を提出したとき。

(3) 提出書類に虚偽があったとき。

(4) 企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。

(5) そのほか不正な行為があったとき。

### 4 手続等

(1) 担当部署（書類の提出先および問い合わせ先）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

環境森林部 景観・自然環境課（奈良県庁 本庁舎2階）

TEL 0742-278757（ダイヤルイン）

FAX 0742-228276

(2) 実施説明書および仕様書の配布

令和8年2月18日（水）から令和8年3月11日（水）午後1時までの間に、上記（1）の担当部署または「景観・自然環境課／奈良県公式ホームページ」から入手するものとする。

景観・自然環境課ホームページURL：<https://www.pref.nara.jp/2613.htm>

ただし、担当部署における配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

(3) 参加申込書類の提出

上記（2）の実施説明書に示すところによる。

(4) 企画提案書類の提出

上記（2）の実施説明書に示すところによる。

（5）企画提案にかかる質問

上記（2）の実施説明書に示すところによる。

5 受託者の特定

上記4の（2）の実施説明書に示すところによる。

6 その他

（1）この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。

（2）提出された書類は返却しない。

（3）その他、詳細は上記4の（2）の実施説明書および仕様書に示すところによる。

（4）本公告による契約は、本件にかかる令和8年度当初予算の議決を条件とする。本件にかかる予算が議決されなかったときは、本公告に基づく手続き、契約の一切は無効となる。